

新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第19号**

新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（修学資金の貸与の申請）</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条の規定による修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定める申請書を養成施設の長（<u>大学院修士課程に係る貸与に係る場合にあっては、当該大学の長。以下同じ。</u>）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（修学資金の貸与）</p> <p><b>第4条</b> 修学資金は、<u>毎月20日まで</u>に当月分を本人に貸与する。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて貸与することができる。</p> <p style="text-align: center;">（異動等の届出）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の規定による提出は、養成施設（<u>大学院修士課程に係る貸与にあつては、当該大学院修士課程</u>）に在学している者に係るものにあつては、養成施設の長を経由して行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（修学資金の貸与の申請）</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条の規定による修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定める申請書を養成施設の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（修学資金の貸与）</p> <p><b>第4条</b> 修学資金は、<u>毎月のはじめ</u>に当月分を本人に貸与する。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて貸与することができる。</p> <p style="text-align: center;">（異動等の届出）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の規定による提出は、養成施設に在学している者に係るものにあつては、養成施設の長を経由して行うものとする。</p>

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
（新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部改正）
- 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成23年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。  
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前			
<p style="text-align: center;">（新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の準用）</p> <p><b>第6条</b> 新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）第7条から第10条までの規定は、臨時貸与条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の返還債務の免除の申請、返還債務の履行猶予の申請、返還債務の免除等の決定及び通知並びに返還届の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の準用）</p> <p><b>第6条</b> 新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）<u>第4条及び</u>第7条から第10条までの規定は、臨時貸与条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の<u>貸与、</u>返還債務の免除の申請、返還債務の履行猶予の申請、返還債務の免除等の決定及び通知並びに返還届の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第4条</b></td> <td style="width: 40%;">毎月のはじめ</td> <td style="width: 40%;">毎月20日まで</td> </tr> </table>	<b>第4条</b>	毎月のはじめ	毎月20日まで
<b>第4条</b>	毎月のはじめ	毎月20日まで		

(略)

(略)